

福島県中通りで有機農業を営み、農協経由の販売と農協を経由しない販売の両方を行っていた農家について、農協を経由しない販売分についての風評被害による逸失利益及び検査費用等が賠償された事例。

和解契約書 (全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2（以下、申立人2名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 営業損害（〇〇販売ルートにかかる逸失利益）	2 3 3 万 9 6 2 8 円
	イ 検査費用	4 7 万 4 9 2 0 円
	ウ 弁護士費用	8 万 4 4 3 7 円
期 間	アにつき、自平成23年3月11日 至平成23年12月31日	
	イにつき、自平成23年3月11日 至平成24年11月30日	

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として金289万8985円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月25日

（仲介委員 角田 淳）